

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【公開番号】特開2010-163362(P2010-163362A)

【公開日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2009-4247(P2009-4247)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7048 (2006.01)

A 6 1 P 27/10 (2006.01)

A 2 3 L 1/30 (2006.01)

A 2 3 L 2/52 (2006.01)

C 0 7 H 17/065 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7048

A 6 1 P 27/10

A 2 3 L 1/30 Z

A 2 3 L 1/30 B

A 2 3 L 2/00 F

C 0 7 H 17/065

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月21日(2011.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アントシアニンを有効成分として含有することを特徴とする軸性近視抑制剤。

【請求項2】

アントシアニンを有効成分として含有することを特徴とする遠視抑制剤。

【請求項3】

アントシアニンを有効成分として含有することを特徴とする軸性近視抑制剤兼遠視抑制剤。

【請求項4】

アントシアニンが、シアニジン-3-O-グルコシド、シアニジン-3-O-ルチノシド、デルフィニジン-3-O-グルコシド及びデルフィニジン-3-O-ルチノシドの4成分のうち1種又は2種以上を含有するものである、請求項1～3のいずれか1項に記載の抑制剤。

【請求項5】

アントシアニンが、デルフィニジン-3-O-ルチノシド及び/又はシアニジン-3-O-ルチノシドを含有するものである、請求項1の軸性近視抑制剤。

【請求項6】

アントシアニンがカシスアントシアニンである、請求項1～5のいずれか1項に記載の抑制剤。

【請求項7】

飲食品に用いられる、請求項1～6のいずれか1項に記載の抑制剤。